| | 自動車事 故報告規 則 | 事故統計記録書(窪田運輸株式会社) | 2024年4月~2025年3月 |
|---|-------------------|---|-----------------|
| | 第二条 | 事故内容 | 件数 |
| 1 | 一号 | 自動車が転覆、転落し火災が生じた事故 | 0 |
| 2 | 一号 | 踏切に於いて鉄道車両と衝突、接触した事故 | 0 |
| 3 | 二号 | 死者が生じた事故 | 0 |
| 4 | 二号 | 自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号に掲げる障害が 発生した事故:★1 | 0 |
| 5 | 二号 | 自動車損害賠償保障法施行令第五条第三号に掲げる障害が 発生した事故:★2 | 0 |
| 6 | 三号 | 自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、核物質等が 飛散又は漏洩した事故:★3 | 0 |
| 7 | 五号 | 運転者の疾病により、事業用自動車の運転継続が不可能に なった事故 | 0 |
| 8 | 六号 | 自動車の装置(★4)の故障により、自動車の運行が出来なく なった事故 | 0 |
| 9 | 七号 | その他、自動車事故の発生防止を図るため国土交通大臣が特 に必要と認めて指示した事故 | 0 |
| | ā | <u>수 하</u> | 0件 |
| | <u>.</u> | ************************************ | |
| | ★ 3: | 大腿又は下腿の骨折 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療 を要する期間が三十日以上のもの 脊柱の骨折(★1の傷害を除く) 上腕又は前腕の骨折(★1の傷害を除く) 内臓の破裂(★1の傷害を除く) 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの(★1の傷害を除く) 十四日以上病院に入院することを要する傷害(★1の傷害を除く) 詳細は、自動車事故報告規則第2条三号を参照 原動機及び動力伝達装置 車輪及び車軸、そりその他の走行装置 機縦装置 削動装置 はねその他の緩衝装置 燃料装置及び電気装置 | |
| | | 車枠及び車体 連結装置 乗車装置及び物品積載装置 前面ガラスその他の窓ガラス 消音器その他の騒音防止装置 「前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器 警音器その他の警報装置 「方向指示器その他の指示装置 後写鏡、窓らき器その他の視野を確保する装置 速度計、走行距離計その他の計器 消火器その他の防火装置 「内圧容器及びその附属装置 」との他政令で定める特に必要な自動車の装置 | |